

小規模保育事業等運営管理の手引

「保 育」

令和7年4月1日 改訂

第3章 保 育

I 保育所(事業所)保育に関する基本原則	1
1 保育所(事業所)の役割	1
2 保育の目標	1
3 保育の方法	2
4 保育の環境	2
5 保育所(事業所)の社会的責任	3
II 養護に関する基本的事項	4
1 養護の理念	4
2 養護に関わるねらい及び内容	4
III 保育の計画及び評価	5
1 保育の計画の作成	5
(1) 全体的な計画	6
(2) 指導計画	6
(3) 指導計画の展開	11
(4) 保育内容等の評価	11
(5) 評価を踏まえた計画の改善	11
(6) 保育の記録	12
2 幼児教育を行う施設として共有すべき事項	15
(1) 育みたい資質・能力	15
(2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	15
3 家庭(保護者)及び地域との連携における留意点	17
(1) 家庭・地域との連携	17
(2) 関係機関との連携	18
4 福岡市人権保育指針	19
「福岡市人権保育指針」についての留意点	21
5 特別保育を行う場合の留意点	24
(1) さぼーと保育(特別支援保育)における留意点	24
(2) 延長保育の場合の留意点	27
(3) 一時保育の場合の留意点	27
(4) 夜間保育の場合の留意点	28
(5) 休日保育の場合の留意点	28

6 保育実習及び見学受け入れ時の留意事項	30
(1) 指定保育士養成施設からの実習受け入れ	30
(2) 小中高生の見学及び体験学習の受け入れ	30
Ⅳ 職員の資質向上	32
1 職員の資質向上に関する基本的事項	32
(1) 事業所職員に求められる専門性	32
(2) 保育の質の向上に向けた組織的な取組	32
2 管理責任者(施設長)の責務	32
(1) 管理責任者(施設長)の責務と専門性の向上	32
(2) 職員の研修機会の確保等	32
3 職員の研修等	32
(1) 職場における研修	32
(2) 外部研修の活用	32
4 研修の実施体制等	33
(1) 体系的な研修計画の作成	33
(2) 組織内での研修成果の活用	33
(3) 研修の実施に関する留意事項	33
5 不適切保育の防止及び発生時の対応	34
(1) 虐待等と不適切保育の考え方について	35
(2) 不適切な保育が生じる背景	36
(3) 不適切な保育の未然防止に向けて	37
(4) 発生時の対応	38
【関係様式】	
(様式1) 個人票	1
健康診断票	3
(様式2) 保育経過記録	5
(様式3—1) 出席簿(20人用)	7
(様式3—2) 出席簿(20人用・年齢別集計欄なし)	8
(様式3—3) 出席簿(30人用・年齢別集計欄なし)	9
(様式4) 全体的な計画	11
(様式5—1、P1) 年間指導計画(0歳児)	13
(様式5—1、P2) 年間指導計画(0歳児)	14
(様式5—2) 年間指導計画(1・2歳児)	15
(様式6—1) 月指導計画と週案	17
(様式6—2) 月指導計画(0歳児)	19
(様式6—3) 月指導計画(1・2歳児)	20

目 次

(様式6—4) 週案と保育日誌.....	21
(様式7—1) 保育日誌・保健日誌.....	23
(様式7—2) 保育日誌・保健日誌.....	24
(様式7—3) 保健日誌.....	25
(様式8—1) 個人カリキュラム・記録(毎月).....	27
(様式8—2) 個人カリキュラム・記録(2か月毎).....	28
(様式8—3) 個人カリキュラム・記録(3か月毎).....	29
(様式9) 連携施設との連携記録簿.....	31

【参考資料】

(参考資料1) (記入例) 個人票.....	1
(参考資料2) (記入例) 全体的な計画.....	3
(参考資料3—1) (記入例) 年間指導計画(0歳児)	5
(参考資料3—2) (記入例) 年間指導計画(1・2歳児)	6
(参考資料4—1) (記入例) 月指導計画と週案.....	7
(参考資料4—2) (記入例) 月間指導計画(0歳児)	9
(参考資料4—3) (記入例) 月間指導計画(1・2歳児)	10
(参考資料4—4) (記入例) 週案と保育日誌.....	11
(参考資料5—1) (記入例) 個人カリキュラム・記録(毎月)	13
(参考資料5—2) (記入例) 個人カリキュラム・記録(2か月毎)	14
(参考資料5—3) (記入例) 個人カリキュラム・記録(3か月毎)	15
(参考資料6—1) 英語版児童票等.....	17
(参考資料6—2) 予防接種状況.....	19
(参考資料6—3) 個人調査票(3歳未満児用)	21
(参考資料6—4) 個人調査票(3歳以上児用)	23
(参考資料6—5) 現在までに使用した食品.....	25

【その他の資料】

- ・ 保育所保育指針の適用に際しての留意事項について(平成30年3月30日 子保発0330第2号)

I 保育所(事業所)保育に関する基本原則

特定地域型保育事業者（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）における保育の取扱い方針は、保育所保育指針（平成29年3月31日 厚生労働省告示第117号）に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前の子どもの心身の状況等に応じて、保育の提供を適切に行わなければならない。

1 保育所(事業所)の役割

- ア 保育所(事業所)は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。
- イ 保育所(事業所)は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所(事業所)における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。
- ウ 保育所(事業所)は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。
- エ 保育所(事業所)における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所(事業所)の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。

2 保育の目標

- ア 保育所(事業所)は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所(事業所)の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。
 - (ア) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。
 - (イ) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。
 - (ウ) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。
 - (エ) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。
 - (オ) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊さを養うこと。

- (カ) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。
- イ 保育所(事業所)は、利用する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所(事業所)の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

3 保育の方法

保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。

- ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。
- イ 子どもの生活のリズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。
- ウ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。
- エ 子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。
- オ 子どもが自発的・意欲的に関わられるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。
- カ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。

4 保育の環境

保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所(事業所)は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。

- ア 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること。
- イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所(事業所)の設備や環境を整え、保育所(事業所)の保健的環境や安全の確保などに努めること。
- ウ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。
- エ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。

5 保育所(事業所)の社会的責任

- ア 保育所(事業所)は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。
- イ 保育所(事業所)は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所(事業所)が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- ウ 保育所(事業所)は、利用する子ども等の個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。

Ⅱ 養護に関する基本的事項

1 養護の理念

保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育所(事業所)における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。保育所(事業所)における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。

2 養護に関わるねらい及び内容

ア 生命の保持

(ア) ねらい

- ① 一人一人の子どもが、快適に生活できるようにする。
- ② 一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。
- ③ 一人一人の子どもの生理的欲求が、十分に満たされるようにする。
- ④ 一人一人の子どもの健康増進が、積極的に図られるようにする。

(イ) 内容

- ① 一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応する。
- ② 家庭との連携を密にし、嘱託医等との連携を図りながら、子どもの疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な保育環境の維持及び向上に努める。
- ③ 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して子どもの生理的欲求を満たしていく。また、家庭と協力しながら、子どもの発達過程等に応じた適切な生活のリズムがつくられていくようにする。
- ④ 子どもの発達過程等に応じて、適度な運動と休息を取ることができるようにする。また、食事、排泄、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、子どもが意欲的に生活できるよう適切に援助する。

イ 情緒の安定

(ア) ねらい

- ① 一人一人の子どもが、安定感をもって過ごせるようにする。
- ② 一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。
- ③ 一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。
- ④ 一人一人の子どもがくつろいで共に過ごし、心身の疲れが癒されるようにする。

(イ) 内容

- ① 一人一人の子どもの置かれている状態や発達過程などを的確に把握し、子どもの欲求を適切に満たしながら、応答的な触れ合いや言葉がけを行う。
- ② 一人一人の子どもの気持ちを受容し、共感しながら、子どもとの継続的な信頼関係を築いていく。
- ③ 保育士等との信頼関係を基盤に、一人一人の子どもが主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信をもつことができるよう成長の過程を見守り、適切に働きかける。
- ④ 一人一人の子どもの生活のリズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事や休息が取れるようにする。

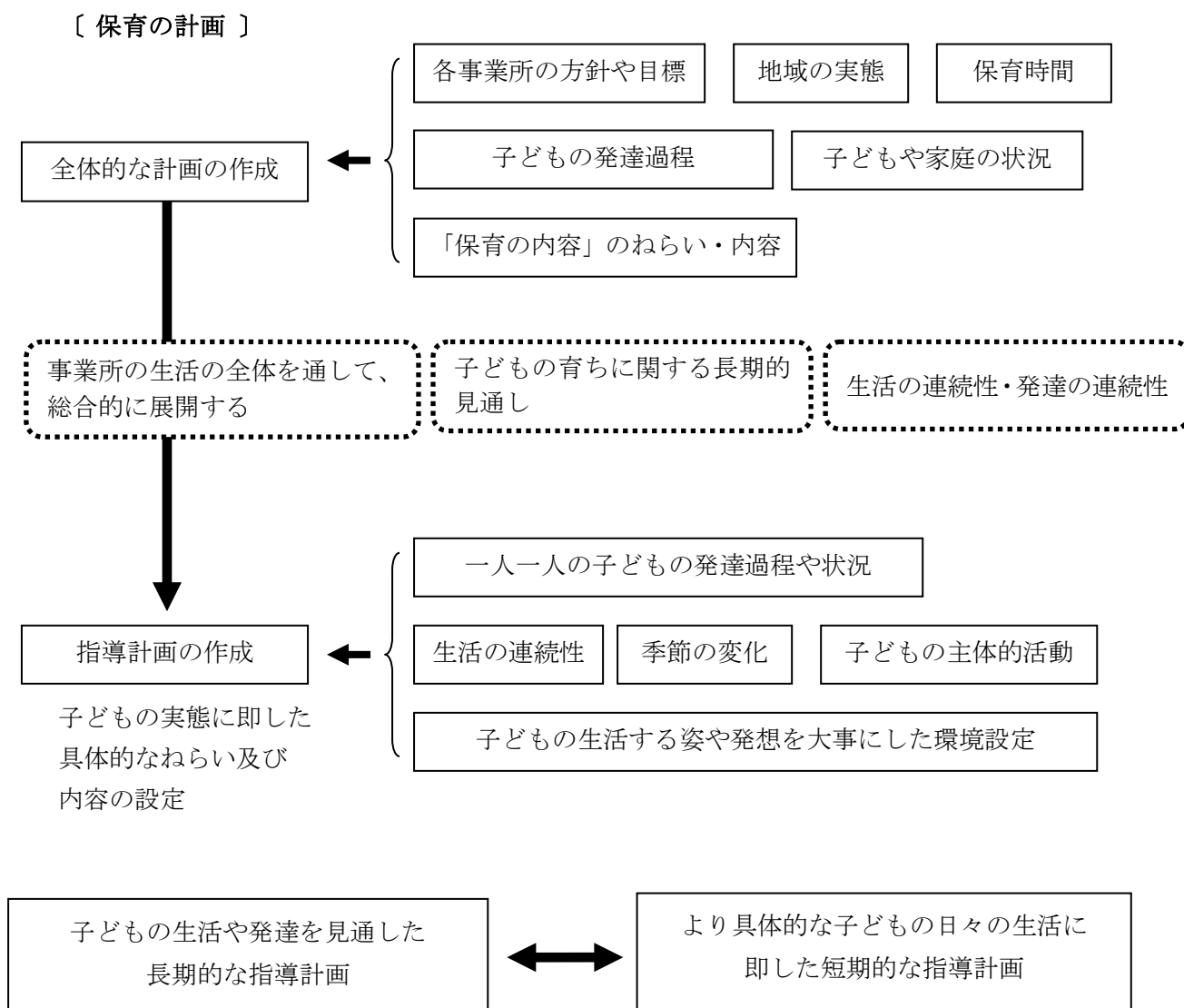
Ⅲ 保育の計画及び評価

1 保育の計画の作成

保育所（事業所）は、保育の目標を達成するために、保育の基本となる「全体的な計画」を作成し、その全体的な計画に基づいた具体的な指導計画を作成しなければならない。

保育の計画を作成するに当たっては、全職員が各々の職種や立場に応じて参画し、保育の理念や方針を共有しながら、保育の方向性を明らかにした上で、地域性などそれぞれの事業所の独自性を考慮することが望ましい。

全体的な計画及び指導計画は、すべての子どもが、利用している間、安定した生活を送り、充実した活動ができるように、柔軟で発展的なものとし、また、一貫性のあるものとなるよう配慮することが重要である。



※ 保育所保育指針では、乳幼児期の発達の特徴を踏まえ、各時期の保育の「ねらい」及び「内容」については、次のような視点や領域としてまとめられている。

	乳児	1歳以上3歳未満児・3歳以上児
養護	・生命の保持 ・情緒の安定	・生命の保持 ・情緒の安定
教育	・身体的発達に関する視点 「健やかに伸び伸びと育つ」 ・社会的発達に関する視点 「身近な人と気持ちが通じ合う」 ・精神的発達に関する視点 「身近なものと関わり感性が育つ」	・心身の健康に関する領域「健康」 ・人との関わりに関する領域「人間関係」 ・身近な環境との関わりに関する領域「環境」 ・言葉の獲得に関する領域「言葉」 ・感性と表現に関する領域「表現」

※「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である。

※事業所における保育の特性は養護と教育を一体的に行うことである。事業所の保育がその教育的な機能を発揮する上で、養護を欠かすことはできない。すなわち、養護は事業所の保育の基盤であり、事業所の保育全体にとって重要なものである。養護と教育が一体となって展開されるためには、養護と教育、それぞれの視点を明確に持つことが非常に重要である。そのために、保育の計画においては、養護と教育、それぞれの「ねらい」及び「内容」を設定することとしている。

(1) 全体的な計画

- ア 保育所(事業所)は、保育の目標を達成するために、各保育所(事業所)の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所(事業所)生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。
- イ 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。
- ウ 全体的な計画は、保育所(事業所)保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所(事業所)が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。

また、各保育所(事業所)においては、保育所保育指針に基づき、児童憲章、児童福祉法、児童の権利に関する条約等に示されていることを踏まえ、管理責任者(施設長)の責任の下、全職員が参画して、共通理解と協力体制のもとに創意工夫して全体的な計画を作成することが大切である。

(2) 指導計画

保育所(事業所)は、全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画(年・数か月単位の期・月のいずれか)とそれに関連しながら、更に具体的な子ども

の日々の生活に即した短期的な指導計画（週案・日案）を作成し、保育が適切に展開されるようにしなければならない。

指導計画は、子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえ、事業所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定する。

また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにする。

なお、指導計画は、長期的な指導計画（年・数か月単位の期・月のいずれか）と短期的な指導計画（週案・日案）を保育の実情に合わせて作成し、それらを組み合わせて用いる。子どもの発達の状態などに応じて、個別の指導計画、あるいはクラスやグループの指導計画など必要なものを書式も含めて工夫して作成することが求められる。

指導計画の作成に当たっては、「子どもの発達」・「保育の内容」及びその他の関連事項を踏まえ、「発達過程に応じた保育」・「長時間にわたる保育」・「障がいのある子どもの保育」・家庭・地域との連携」及び次の事項に、十分留意しなければならない。

ア 長期的な指導計画

(ア)年間（期間）指導計画

年間（期間）指導計画は、全体的な計画に基づき、1年間の生活を見通した最も長期の計画として、子どもの発達や生活の節目に配慮し、1年間をいくつかの期に区分しながら、それぞれの時期にふさわしい保育の内容を計画する。

以下の4期案が標準的な設定であるが、各事業所の保育の実施内容に合わせて、適宜、設定するものとする。

第1期	第2期	第3期	第4期
4, 5月	6, 7, 8月	9, 10, 11, 12月	1, 2, 3月

0, 1歳の場合は発育・発達が著しく、個人差が大きいことから、月齢によって期を区分し、年間を通して発達の経過を見通すことが必要となり、発達過程と事業所の生活へ慣れていく過程との2つの側面から構成していくなど工夫していくことが大切である。

ねらい

保育の目標をより具体化したものである。子どもが事業所において、安定した生活を送り、充実した活動ができるように、子どもの生命を保持し、その情緒の安定を図るための保育士等による援助や関わりについて設定するとともに、保育を通じて育みたい資質・能力を、子どもの生活する姿から捉えて設定する。

内容

「ねらい」を達成するために、子どもの生活やその状況に応じて保育士等が適切に行う事項と、保育士等が援助して子どもが環境に関わって経験する事項を示すものである。

(イ)月間指導計画

月間指導計画は、全体的な計画に基づき、1か月を単位の保育のねらいや内容をクラスの実態に即して展開できるよう具体的に計画する。

子どもの姿・子どもの生活する姿

前月の終わりににおける子どものありのままの姿を明らかにする。子どもの姿の把握は、乳児、1歳以上3歳未満児、3歳以上児とでは視点に違いがある。

乳児では発達を「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちを通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」の3つの視点（身体的発達に関する視点・社会的発達に関する視点・精神的発達に関する視点）で捉え、1歳以上3歳未満児及び3歳以上児では発達を健康・人間関係・環境・言葉・表現の5領域に視点をおき捉えること。特に3歳未満児の健康については、食事・睡眠・排泄・衣服の着脱・清潔などに細分化した視点での把握が必要である。

ねらい

全体的な計画に基づき、子どもの生活する姿と、その月の自然や社会事象などを考慮して、その月の養護と教育のねらいを設定する。

内容・子どもとの関わり方（保育士等の育みたい内容）

月のねらいを達成するために、保育士等が行う事項と子どもが経験する事項を示すもの。養護と教育の内容が、子どもの生活や遊びを通して相互に関連を持ちながら、総合的に展開されるようにする。

環境づくり

育てたい内容の実現のために計画的に保育の環境を整えたり構成したりして、環境を通して子どもの健やかな育ちを支え促していく。また、子ども自身によって遊びが作り出されていくように、応答性のある環境の構成を工夫することも重要である。多面的な遊びを誘発し、可能にする環境構成は、個人差のある子どもたちが自分たちなりの遊びや遊び方を見いだすことにつながる。

予想される子どもの活動

保育士等は、遊びの過程で見せる子どもたちの姿を予測する必要がある、実際には違った展開になることも多い。

援助と配慮

健康、安全とともにその時々予想される子どもの姿に、保育士等はどう関わればよいか、子どもの発想や遊びの展開を大切にしながら、一人一人が楽しさや充実感を味わうには、どんな助言、援助、環境の再構成が必要であるかを考え工夫する。

また、その月、特に必要な保育士相互、他職種との連携事項を明確にし、記載する。

家庭・地域との連携

子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭や地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮する。その際、家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、人材、行事、施設等の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験をはじめ保育内容の充実が図られるよう配慮することが必要である。

行事

行事の計画については、事業所と家庭での日常生活に変化と潤いがもてるように、具体的に何をいつ実施するのか、日常生活との調和を配慮して作成することはいうまでもないが、地域（校区の運動会等）や学校の行事、また家庭の状況などを考慮しなければならない。行事は、楽しい雰囲気の中で子どもに快い感動を与え、その経験が豊かな感性を育むものとなるように行事の選択を適切に行う。実施においては子どもに過重な負担をかけたり、行事のための保育とならないようにする。また、必要に応じて家庭や地域の理解と協力を得るように配慮することが望ましい。

組運営・個別対応

長時間にわたる保育や、障がいのある子どもの保育の内容や方法、職員の協力体制、他職種との連携なども含めた事項を具体的に計画の中に位置付ける必要がある。

評価・反省

1 か月を経過して、指導計画のねらいや内容と、実際に保育を行う中で見られた子どもの姿（心情・意欲・態度）を照らし合わせ、どのように変化したのか、伸びた面・残された課題・生じた問題を明らかにする。

こうして、子どもの経験がどのような育ちにつながるものであったかを捉え直すことにより、保育士等の計画と具体的な取り組みにおいて、何が適切であったか、行き届かなかったことは何かなど、改善すべき点を見だし、その具体的な手立ての考察につなげていく。

このように、自己の保育を分析、考察し、次の保育に役立てることが、保育士等の力量を高め保育の質の向上をもたらすことにもつながる。

以上、年間（期間）指導計画と月指導計画の作成上の留意点を本市の様式に沿って記載したが、上記事項のほか、次の事項を踏まえて作成すること。

【指導計画作成上の配慮】

① 保護者の思いを受け止める

子どもの1日24時間の生活全体の連続性を踏まえて、家庭との連携を密にとっていく。保護者の思いを受け止め、尊重しながら、「子どもの育ちを共に喜び合う」という基本姿勢のもとで、家庭との連携を指導計画に盛り込んでいくことが求められる。

② 保健及び安全面に十分配慮する

3歳未満児は、心身の諸機能が未熟であるため、担当する保育士間の連携はもちろんのこと、看護師・栄養士・調理員等との緊密な協力体制の下で、保健及び安全面に十分配慮することが必要である。

③ 子どもの興味を誘い意欲を引き出す環境構成

子どもの興味を誘い意欲を引き出す環境構成を工夫し、生まれる活動を予測し、あたたかく接するという事を配慮して援助を考えることを原則とするが、未熟で未発達なこの時期では、保育士が共に遊ぶことが、何よりの刺激であり、援助である。

【個別の指導計画の作成】

3歳未満児は、特に心身の発育・発達が顕著な時期であると同時に、その個人差も大きいいため、一人一人の子どもの状態に即した保育が展開できるよう個別の指導計画を作成することが必要である。

本市においては、「個人カリキュラム・記録(0, 1, 2歳児)」(様式8)を個人別に作成し、一人一人の子どもの姿に即した養護と教育のねらいを設定することとしている。

【異年齢の編成による保育の指導計画】

異年齢の編成による保育では、自分より年下の子どもへのいたわりや思いやりの気持ちを感じたり、年上の子どもに対して活動のモデルとしてあこがれを持ったりするなど、子どもたちが互いに育ち合うことが大切である。

また、子どもの発達差が大きいいため、個々の子どもの状態を把握した上で保育のねらいや内容を明確に持った適切な環境構成が必要である。

ウ 短期的な指導計画

(ア) 週案または日案

週案または日案は、長期的な指導計画を具体化したものである。本市においては、「週案と保育日誌」(様式6-4)として、週案と日案を兼ねたものを示している。

短期的な指導計画の作成に当たっては、日々、子どもの生活の実態に即し柔軟に保育が展開されるよう留意すること、子どもの気付き・発想・工夫を大切にしながら環境を再構成することが大切である。週案においても、養護と教育のねらいを設定し、ねらいの達成のために必要な環境の構成・子どもの活動の予想・援助や配慮事項を明確にしていくことが必要である。

週のねらいと配慮

設定した「ねらい」と「内容」に沿った環境を構成する。この環境には単に物的環境を整えることだけでなく、保育士自身のあり方、活動まで含まれる。子どもが自発的に思わず活動したくなるような環境をつくる必要がある。

活動予定

構成された環境に直接かかわって、子どもたちがどのように活動するかをあらかじめ予想して具体的に記入しておく。

※保育士等は、子どもたちが活動を始めたら、終了までの過程で行われる子どもの主体的活動を予想し、その場合どのようなことを励ますか、認めるかなどの保育士等としての援助事項をあらかじめ具体的に予想しておく。

(イ) 日課(デイリープログラム)の作成

1日の生活が快適に送れるよう、各年齢相当の生活リズムを大切にし、それぞれの事業所ごとに作られるものである。子どもの遊びや、排泄・食事・睡眠・休息などの生活を軸にして作られる1日の生活の時間割ともいうべきものである。その繰り返しによって、子どもの情緒の安定が図られる。特に、低年齢児ほど心身の成長発達に差があるので、それに応じた配慮が必要である。

(3) 指導計画の展開

指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- ア 管理責任者(施設長)、保育士など、全職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。
- イ 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。
- ウ 子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。
- エ 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。

(4) 保育内容等の評価

ア 保育士等の自己評価

- (ア) 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。
- (イ) 保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮するよう留意すること。
- (ウ) 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所(事業所)全体の保育の内容に関する認識を深めること。

イ 保育所(事業所)の自己評価

- (ア) 保育所(事業所)は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所(事業所)の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- (イ) 保育所(事業所)が自己評価を行うに当たっては、地域の実情や保育所(事業所)の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をもって取り組むよう留意すること。
- (ウ) 設備運営基準第36条(福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例27条)の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと。

(5) 評価を踏まえた計画の改善

- ア 保育所(事業所)は、評価の結果を踏まえ、当該保育所(事業所)の保育の内容等の改善を図ること。
- イ 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。

(6) 保育の記録

福岡市家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第19条に「家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。」とあり、保育に関する諸帳簿を次のように整備する必要がある。

なお、事業所の記録には、事業所全体、あるいは、運営管理に関するもの、その他、個人の記録に関するものがある。

- ・ 個人票・健康診断票（様式1）
 - ・ 保育経過記録（様式2）
 - ・ 出席簿（様式3）
 - ・ 全体的な計画（様式4）
 - ・ 年間指導計画（様式5-1（P1, P2））…0歳児
（様式5-2）…1, 2歳児
- | | | | | | | |
|----|---|---|---|----|---|--|
| ※1 | { | <ul style="list-style-type: none">・ 月指導計画と週案
（様式6-1）・ 保育日誌・保健日誌
（様式7-1, 7-2） | { | ※2 | { | <ul style="list-style-type: none">・ 月指導計画（様式6-2）…0歳児
（様式6-3）…1, 2歳児・ 週案と保育日誌（様式6-4）・ 保健日誌（様式7-3） |
|----|---|---|---|----|---|--|

◎ 月指導計画、週案、保育日誌、保健日誌については、事業所の状況に合わせて、
※1または※2を整備する。

- ・ 個人カリキュラム・記録（様式8-1）毎月、（様式8-2）2か月ごと
（様式8-3）3か月ごと
- ・ 連携施設との連携記録簿（様式9）

保育諸帳簿の保存期間

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存しなければならない。

保存期間満了後の処理については、個人の秘密に関する記録の取り扱いには特に注意し責任者が適切に処分する

記入上の留意点

記録をとる時は、何のために何をどのように記録するかを考え、だれが見ても実態が把握でき明確かつ系統的に、簡潔に正確に、科学的・客観的であることなどに注意し、記録しなければならない。

なお、保育諸帳簿はそれぞれ決められた期日に担当者が確認し、主任、管理責任者(施設長)に提出する。

ア 個人に関する記録

① 〔個人票〕

個人票は、事業所を利用している子どもの家庭などの状況、及び利用中に行った保育の経過を記録する帳簿である。

個人票の主な記載内容は次の通りである。

- ・子ども及び家族の状況
- ・通所方法
- ・生育歴・利用開始前の既往症
- ・予防接種状況・乳幼児健診受診状況等
- その他、体質・健康管理に関する特記事項等を記録
- ・利用開始後の病気・健康状態等を記録

〔健康診断票〕

- ・健康診断の結果を記録
- 定期健康診断・歯科健診・尿検査・発育測定結果等

② 保育経過記録

保育経過記録は、子ども一人一人の保育の経過と発達の状況を示す記録である。

保育士等は、この記録で子どもの発達の状況をより確実に把握することにより、自らの保育を振り返り、保育の内容の見直しを行い、改善を図らなければならない。

③ 個人カリキュラム・記録（0・1・2歳児）

0，1，2歳児の日々の生活記録及び発達の記録である。

※これら個人に関する記録は、個人情報及びプライバシーに関する内容が記載されるため、適切に取り扱わなければならない。

イ 保育に関する記録

① 週案及び保育日誌

保育日誌はクラスごとに、保育の内容に関する事項を記録し、評価反省を行う。

本日の保育がどのように行われたか、予想される子どもの姿であったか、そうでない場合実際にはどう展開したか、保育の内容とそこで浮かび上がってきた改善すべき点等について、保育士等が自らの実践を振り返り、自己評価をした内容を記入する。

※保育日誌に関しては、

- 「週案と保育日誌」（様式6－4）－週案と保育日誌を一つの様式に記載するもの－
様式6－2及び6－3の「月指導計画」を使用している場合は、本様式を使用して保育日誌を記入することとなり、様式7－3の「保健日誌」を別途作成すること。
- 「保育日誌・保健日誌」（様式7－1）－異年齢の活動と評価反省を全体で捉えて記入するもの－
様式6－1の「月間指導計画と週案」で立案している場合に使用する。
- 「保育日誌・保健日誌」（様式7－2）－年齢別に活動と評価反省を記入するもの－
様式6－1の「月間指導計画と週案」で立案している場合に使用する。

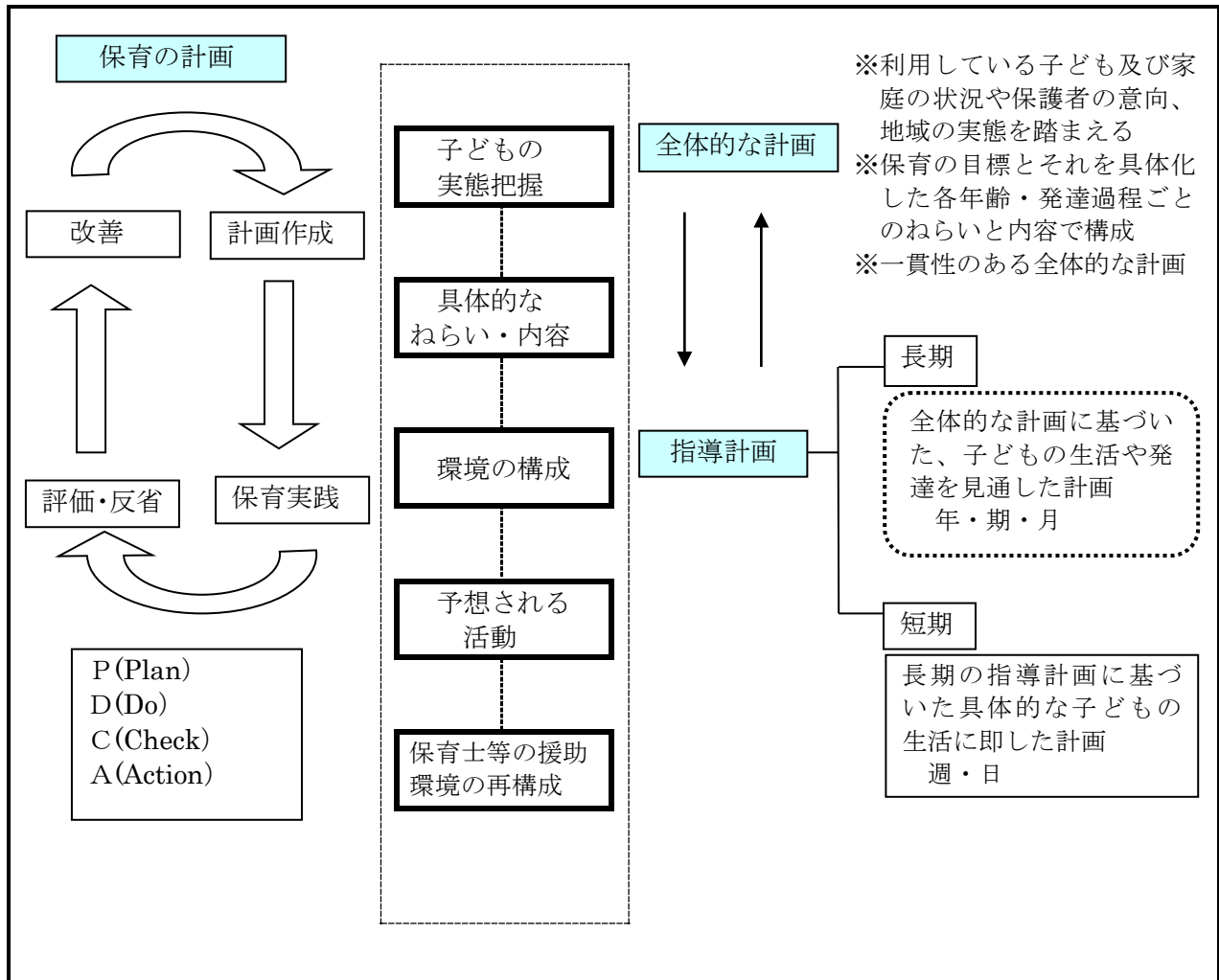
の3種類の様式を示しているので、事業所の保育内容や考え方により、様式を選択して使用すること。

② 児童出席簿

出席簿を作成し、日々の出席を記録する。また、欠席の理由を把握し記録する。

以上、保育を進めるに当たっての計画の作成と評価・反省・記録等について要点を述べた。
このことを表にすると次のようになる。

保育の計画及び評価



2 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

(1) 育みたい資質・能力

ア 保育所（事業所）においては、生涯にわたる生きる力の基礎を培うため、保育所保育指針 1 の(2)に示す保育の目標を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。

(ア) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」

(イ) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」

(ウ) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

イ アに示す資質・能力は 保育所保育指針第 2 章に示すねらい及び内容に基づく保育活動全体によって育むものである。

(2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、保育所保育指針 第 2 章に示すねらい及び内容に基づく保育活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であり、保育士等が指導を行う際に考慮するものである。

ア 健康な心と体

保育所（事業所）の生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

イ 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

ウ 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

エ 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

オ 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、保育所（事業所）内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公

共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

カ 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

キ 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることをもちかえらるようになる。

ク 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

ケ 言葉による伝え合い

保育士等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

コ 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

3 家庭(保護者)及び地域との連携における留意点

(1) 家庭・地域との連携

ア 保育の実施に当たっては、家庭との連携が非常に重要であり、事業所における子どもの生活、健康状態、事故の発生などについて、家庭と密接な連絡ができるように体制を整え、保育士と保護者の間で子どもに関する情報の交換を細やかに行うこと、子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを伝え合うことなどが必要である。

イ 事業所は、地域社会との積極的な交流や保育に関する情報の発信など、地域との密接な連携を図るよう努めなければならない。特に、地域医療機関等とのつながりが深く、地域の医療・保健関係機関、福祉関係機関などと日頃より十分な連携をとることが大切である。また、家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、高齢者や異年齢の子ども等を含む人材、行事、施設等の地域の資源を積極的に活用し、豊かな生活経験をはじめ保育内容の充実が図られるよう配慮すること。

※ 子育て支援

事業所に入所している児童の保護者に対しては、日常の保育に関連した様々な機会を活用し、事業所での様子や家庭での様子を伝え合うことで、保護者の悩みを聞いたり子どもの成長を喜び合ったりしながら信頼関係を築いていく。個人連絡帳、クラスノート、保育参観、園だより、保護者会なども一つの方法である。また、成長・発達状況や生活環境を把握したり、じっくり話し合ったりするために、必要に応じて家庭訪問や個人懇談を行う。また、外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うよう努めること。

地域の在宅で子育てをしている保護者等に対しては、園庭開放など子育て家庭へ事業所機能の開放をしたり、交流の場の提供及び交流の促進を図りながら、子育て等に関する相談や援助を実施したり、研修会や子育て支援活動への参加を呼びかけるなど地域の子育て支援に関する情報を提供したりする。

また、保護者に育児不安等が見られる場合に、保護者の希望に応じて個別の支援を行うように努め、不適切な養育等が疑われる場合には、市や関係機関と連携し、要保護児童支援地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに、各区の子育て支援課又はこども総合相談センターに通告し、適切な対応を図らなければならない。

(2) 関係機関との連携

事業所は、機会があるごとに積極的に地域の関係機関等と交流をもつなど、積極的な連携及び協働を図り、事業所に対する理解と協力が得られるように努めることが必要である。また、地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童支援地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること。

関係機関等	内容・配慮事項
学校	・入学式、卒業式、運動会などを通しての地域との交流。 ・幼保小連絡会では、教師と保育士等が一体となり、子どもの健全育成のために積極的に交流をもつ。
消防署	・法的関連書類の提出をする。（各区所轄消防署） ・防災訓練の届け出をする。 ・見学・散歩等の機会に交流をもつ。
警察署	・日常的な巡回を依頼する。 ・不審な人物、置き引き等は連絡をとり警戒を依頼する。 ・その他虐待等必要に応じて連携をとる。
福岡市保健所 各区窓口	・情報交換の場として交流をもつ。 ・事業内容を理解し合い、子どもの健康管理・地域交流等を通して連携を密にする。 ・母子保健その他の保健活動や子どもの健康管理について連携する。
こども総合相談 センター 各区子育て支援課 民生委員・児童委員	・地域や事業所で課題のある子どもについて連携を取りながら、情報交換・相談活動等を行う。
人権のまちづくり館 公民館、町内会	・機会があるごとに交流をもち地域との連携の足掛かりとする。
嘱託医 嘱託歯科医	・子どもの健康管理上必要な事項について情報を提供し、指導助言をお願いする。 ・健診時の事前の打ち合せを綿密にし、また健診後に指導・助言を受ける。
地域住民	・機会があるごとに地域の方々と接触をもち、事業所を理解してもらうとともに、地域への協力もできる範囲で進める。 ・保育や子育てについての相談を積極的に受け入れる。 ・園庭開放をする。
隣接する住民	・保育を進める上で近隣に配慮が必要な場合は、事前に内容を説明し協力をお願いする。 ・騒音、特に園庭での音楽、放送等に配慮する。 ・送迎時の駐車・駐輪には迷惑をかけないように配慮する。 ・樹木の消毒には近隣及び駐車車両に十分留意する。
保護者会	・保護者会の運営に対しては、保護者会の主体性にまかせ、事業所は良き相談役としての役割を果たす。 ・保護者会の会計については、保護者会の総意に基づき決定されるものであるため、事業所からは独立させる。

4 福岡市人権保育指針

福岡市人権保育指針

— 子どもの人権を尊重し、人権を大切に作る心を育てる保育の推進のために —

(平成 24 年 4 月 1 日)

本市においては、昭和 56 年（1981 年）4 月に「福岡市同和保育基本方針」を策定し、同和地区の子どもをはじめとするすべての子どもの健全育成と、正しいものの見方や考え方ができる子ども、思いやりのある子どもの育成に努めてきた。

国においては、平成 6 年（1994 年）、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益や意見表明権の保障などの理念が掲げられた、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を批准した。平成 9 年（1997 年）には、「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」が策定されるとともに、平成 12 年（2000 年）には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行された。

本市においても、平成 16 年（2004 年）「福岡市人権教育・啓発基本計画」を策定し、「人権を尊重し、人の多様性を認め合うまち」の実現に向けて、取り組みを進めている。

また、「保育所保育指針」については、平成 2 年（1990 年）の改定時に、「人権を大切に作る心を育てる」ことが保育の目標に掲げられ、平成 12 年（2000 年）には、総則の冒頭に「乳幼児の最善の利益を考慮する」ことが加えられた。さらに平成 20 年（2008 年）には、告示化され、「子どもの人権の尊重」が保育所（園）の社会的責任として明記された。

しかしながら、近年の子どもを取り巻く社会の状況は大きく変化し続け、遊びや生活の中で育まれていた社会性や自律性などが育ちにくくなったり、また、子育てに対する不安感や負担感を持つ保護者が多く、児童虐待も増加するなど、子どもの人権に関わる様々な課題が指摘されている。

このような状況の中、子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期に、一日の生活時間の大半を過ごす場である保育所（園）の役割は極めて重要であり、家庭・地域との密接な連携のもと、すべての子どもの発達を保障し、人権尊重の意識と行動の基礎を培う保育のなお一層の充実が求められる。

このことから、これまでの積み重ねを基盤に、同和保育から学び培ってきた保育内容を継承・発展させ、あらゆる人権問題に視点をあてた、すべての子どもを対象とした保育のあり方として、人権保育の指針を以下に示すものである。

1 すべての子どもの発達保障

一人ひとりの子どもを、基本的人権を有するかけがえのない存在として認識し、子どもの最善の利益を考慮するとともに、一人ひとりの子どもの状況を把握して、基本的な生活習慣や人と関わる力、豊かな感性など、生涯にわたる生きる力の基礎を育む保育を行う。

2 子どもの人権感覚の育成

子どもを一個の主体として尊重し、受け止め、認めるという対応を通して、自分や他の人を大切な存在であると思う心や、人に対する愛情と信頼感を育て、人権を大切にする心と、人権の視点から行動する力の基礎を培う。

そして、すべての子どもたちが、性別や国籍、出身、障がいの有無、家庭の状況などにかかわらず大切にされ、その能力を十分に発揮できるようにするとともに、互いを尊重し認め合える人間関係づくりに努める。

3 保護者に対する支援

保護者が子どもの人権を大切にし、子育てへの意欲や自信、喜びを持って子育てができるよう、保護者の思いを受け止め、理解し、一人ひとりの保護者の状況に配慮しながら支援する。

また、地域の子育て家庭への支援にも、積極的に取り組む。

4 人権保育の推進・充実

人権保育の推進・充実が図れるよう、保育所（園）全体で組織的・計画的に取り組みを進めるとともに、職員は、豊かな人間性と人権感覚が身につくよう、研修の充実や自己研鑽に努める。

さらに、地域、学校、関係団体との連携を積極的に図る。

「福岡市人権保育指針」についての留意点

(平成 26 年 4 月 1 日)

本市においては、平成 24 年 4 月 1 日に策定した「福岡市人権保育指針」に基づき、保育所（園）を中心として、保護者、地域、関係機関とともに「人権を大切に育てる心を育てる」保育をすすめている。

人権保育は、すべての子どもたちの基本的人権を尊重し、生きる喜びや豊かな人間性を育みながら、人権意識や人権感覚を育てる保育である。

このたび、子どもの実態や各保育所（園）の実情に応じて創意工夫を図りながら、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重する人権保育のさらなる充実のため、「福岡市人権保育指針」の各項目に関して、以下のように保育を実施する際の留意点を示すものである。

1 すべての子どもの発達保障

一人ひとりの子どもを、基本的人権を有するかけがえのない存在として認識し、子どもの最善の利益を考慮するとともに、一人ひとりの子どもの状況を把握して、基本的な生活習慣や人と関わる力、豊かな感性など、生涯にわたる生きる力の基礎を育む保育を行う。

(1) 一人ひとりを大切にする

子どものありのままの姿に寄り添い、一人ひとりの気持ちを十分に受け止め、丁寧に関わりながら子どもが安心感を持てるようにする。

発達の援助の際には、一人ひとりの心身の発達の個人差、生育歴、家庭環境などに十分留意して、生活リズムを整え生命の保持や情緒の安定に努め、健康な生活を送るための基盤をつくっていく。

(2) 生命の尊さ、大切さを伝える

友達と一緒に身近な動植物、自然と関わる中で、植物の生長や命の誕生などに気付き、命を育むことの責任や喜び、友達と共感し感動する気持ちを味わえるようにする。

その中で、生物の循環や命のつながりを知らせ、命を頂いていることへの感謝の気持ちや命を大切にする気持ちを育んでいく。

(3) 子どもの意欲と主体性を育てる

生活や遊びの中で発達に応じた経験を積み重ねていくことができるように、人的環境、物的環境を計画的に整え、自然や社会の事象などを適宜に捉えて、子どもの発達の特性、発達過程に応じた援助を行う。

環境との相互作用による、様々な体験や経験を通じて感覚（五感）の働きを豊かにし、感性や好奇心、探究心や思考力、創造性や表現する力などを培い、主体的に遊びに関わる力を育んでいく。

2 子どもの人権感覚の育成

子どもを一個の主体として尊重し、受け止め、認めるという対応を通して、自分や他の人を大切な存在であると思う心や、人に対する愛情と信頼感を育て、人権を大切にすると、人権の視点から行動する力の基礎を培う。

そして、すべての子どもたちが、性別や国籍、出身、障がいの有無、家庭の状況などにかかわらず大切にされ、その能力を十分に発揮できるようにするとともに、互いを尊重し認め合える人間関係づくりに努める。

(1) 自尊感情を育てる

子どもを権利の主体として尊重しているかを常に振り返り、子ども一人ひとりが、周りの大人から愛され、認められているという実感が持てるように丁寧に関わり、人を信頼する気持ち、自分や他の人を大切に思う気持ちを育んでいく。

(2) 思いやりの心を育て、豊かな人間性を育む

豊かな感性と愛情を持って子どもの思いに寄り添い、一人ひとりの言葉や行動を丁寧に受け止め関わっていくことにより、思いやりの心や豊かな人間性を育んでいく。

(3) 人との関わりの中で、自分で考え行動する力を培う

様々な人との関わりが持てるような保育内容を工夫し、その中で生まれる色々な感情や欲求に対し、自分の思いを伝え人の考えを聞くことで、相手の立場になって考えることができる想像力や子ども自らが人と関わる力が培われるようにする。

また、活動を通して、子どもが物事をよく見て、よく聞いて、自ら判断し行動できる力が培われるように、子ども同士の関係をつなぎ、友達と一緒に取り組もうとする気持ちを育みながら援助し関わっていく。

(4) 違いを認め合い尊重する心を育てる

大人が子どもの生活や遊びの中に、自身の偏見や固定的な意識、言動、態度などを反映していないか振り返りながら、子どもが性差・国籍・文化・職業・障がいなど、様々な違いを認められるよう保育環境を整える。

また、身近な人々との社会体験の中で、身の周りの人々が違いを認め支え合って生活していることを実感できるようにして、互いの違いを尊重する心を育んでいく。

3 保護者に対する支援

保護者が子どもの人権を大切に、子育てへの意欲や自信、喜びを持って子育てができるよう、保護者の思いを受け止め、理解し、一人ひとりの保護者の状況に配慮しながら支援する。また、地域の子育て家庭への支援にも、積極的に取り組む。

(1) 子どもと保護者が安心できる信頼関係を築く

日頃から保護者が話しやすい雰囲気を作り、保育所（園）での子どもの姿や保育のねらい、子どもの気持ちや行動の理解の仕方などを具体的に伝える。

また、保護者の思いや状況を受け止めて子育てについての相互理解を深め、子どもと保護者の安定した関係に配慮した支援を行い、信頼関係を築いていく。

(2) 保護者同士が支え合える関係を築く

保護者同士が支え合い、安心して子育てができる関係が築けるように、子育てに対する思いや楽しさ、悩みなどを十分話し共有できる場や環境を日常保育や行事の中で工夫していく。

(3) 地域の保護者等に対する子育て支援を行う

子育て支援に関する情報を地域に発信するなど、未就園児の保護者が孤立することがないように、地域の関係機関と情報を共有しながら、共に地域の子育て支援に取り組んでいく。

(4) 家庭と地域、関係機関と連携する

ネットワーク機能を活用し地域における子どもの状況の把握に努め、地域や関係機関と連携・協力し、支援が必要な家庭に対する具体的な援助の方法を考えていく。

また、不適切な養育が見受けられた場合などは、関係機関と速やかに連携して適切に対応していく。

4 人権保育の推進・充実

人権保育の推進・充実が図れるよう、保育所（園）全体で組織的・計画的に取り組みを進めるとともに、職員は、豊かな人間性と人権感覚が身につくよう、研修の充実や自己研鑽に努める。

さらに、地域、学校、関係団体との連携を積極的に図る。

(1) 職員の人権感覚の向上を図る

保育所（園）の課題を明確にし、職員一人ひとりが共通認識を持って、その解決に向けて互いを尊重し合う集団の中で意欲的に意見交換をする。その中で、専門性の向上を図りながら様々な人権問題に関する正しい理解と認識を深め、一人ひとりが人権感覚に根ざした行動を身につけられるようにする。

また、人権保育の実践交流など研修の場において、他の保育所（園）との情報交換を図り、自園の取り組みを向上させていく。

(2) 保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校との連携を図る

人権保育や人権教育が連続性を持って行われるように、職員や子どもたちが相互に交流できる関係作りをし、めざす子ども像について意見交流を重ねて共通認識・共通理解を図っていく。

(3) 保育所（園）、家庭、地域が密接に連携を図る

保育のねらいや保育の中で大切にしていることを家庭や地域にわかりやすく情報発信するとともに、家庭や地域の思い、状況、情報などの相互理解に努め、取り組みを共有できるようにする。

また、家庭や地域の協力を得て、地域の自然、人材、行事、施設等の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験や保育内容の充実を図り、保育所（園）・家庭・地域で、子どもたちを24時間見守ることができる関係を構築するように努めていく。

5 特別保育を行う場合の留意点

(1) さぼーと保育(特別支援保育)における留意点

さぼーと保育は、特別な支援を必要とする子ども（障がいや発達の遅れがある子どもや医療的ケアを必要とする子どもなど）と他の子どもが共に生活し、日常的な交流の中で、共に育ち合うことにより両者の健全な成長発達を促進し、豊かな人間性を培うことを目的としている。

特別な支援が必要な子どもに対する保育については、通常保育の中で行われるものであるが、一人一人の子どもの発達過程や障がい等の状態を把握し、指導計画の中に位置づけて、他の子どもとの活動（生活と遊び）を通して、両者が共に健全な成長発達が図られるように努めなければならない。

保育の展開に当たっては、子どもの状態によって保育室から頻繁に出る、保育士等の指示がとおりにくい、言葉での理解が困難、こだわり等の姿も見られるため、保育施設全職員がその子どもの障がいや特性を理解し、同じ認識を持って関わらなければならない。保育士等は関わりの中で小さいことでも見逃さず褒めて、意欲を引き出し自信を持たせるようにする。そこで、個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけなければならない。

発達の状況や日々の状態によっては、指導計画にとらわれず、内容や参加の仕方を工夫するなど、柔軟に保育することや、職員の連携体制の中で安全面に配慮しながら、個別の関わりがとれるようにする。

そのためには職場内研修や参加研修を通して、障がい児や医療的ケア児等についての理解を深め、職員間で特別な支援が必要な子どもへの関わりや援助・指導において、役割分担と協力体制について十分に連携をとり、共通理解のもと、保育施設全体でさぼーと保育に取り組むことが必要である。また、個人情報の守秘義務については徹底を図るようにしなければならない。

事故や病気（けいれん等）の対応策、緊急の場合の連絡先を保護者に確認しておき、適切に対応できる体制を整えておくこと。また、保育士等は保護者との連携を密にし、悩みや不安などを理解し、子どもの状態を話し合えるような信頼関係を築くと共に、必要に応じて専門機関や障がいのある子どもを受け入れる教育機関との連携を図り、相談や助言を得て、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画（支援状況書）を個別に作成するなどして適切に対応していかねばならない。

保護者の中には、子どもの障がい等に気がつかない、受け入れられない保護者もいるが、困っていることや悩み等を共感し、精神的サポートをしながら子どもの発達に何が大切かを一緒に考えていくことが必要である。

なお、他の子どもやその保護者に対しても、子どもが互いに育ち合う姿を通して適切で正確な情報を伝え、障がい等に関する正しい認識と心配りができるような働きかけが求められる。

さばーと保育（特別支援保育）対象児の障がい等の状態の主な特徴と留意点

障がい等の状態	主な特徴	主な留意点
知的障がい	知的機能が明らかに平均より低く、同時に適応行動(機能)に障がいを伴う状況がいい、一般的には知能、言語、運動、生活習慣、身辺処理や集団生活への参加などに困難を伴う。	一人一人の発達状況に応じて個別に言葉がけや、援助、教材の工夫を行い、また保育士等が仲立ちとなって無理なく集団の中で楽しめるようにする。 運動機能や言語理解の発達も全体として遅れているため、水遊びや砂遊び等感覚を育てる遊びや全身運動を努めて行ったり、持ち物やロッカーに子どもが喜ぶシールやマークをつけたり、その場その場で具体的な言葉かけをするなどの配慮も大切である。
発達障がい	人との共感関係のとりにくさや、言葉を適切に理解することの難しさ、興味・関心の持ち方の幅の狭さ、こだわりの強さがみられる。環境が変化することへの強い不安や極端な不器用さ、感覚の特異さがみられることがある。また、行動のコントロールの弱さや不注意、じっとしていることができないなどの行動面に障がいを持つ。	その子どもと障がいを理解し、多動やこだわりをいたずらに規制することなく、その子の立場になって考え気持ちを共有し、保育士等との信頼関係を築き、安全面に十分留意して全職員共通理解のもと関わることが大切である。 特に、多動傾向の強い子どもの場合は保育室から頻繁に出たりすることも多く、園内外の危険な箇所の点検や園外に一人で出ることがないように十分に注意をする。また、園外保育等普段と違う状況の時やプール遊びの時など突発的な行動によって事故に遭う等の事態も考えられ、それらを未然に防ぐようにする。 言葉の理解がなされていないこともあるので、言葉での指示を簡潔にすること、コミュニケーションの手だてとして、絵カードや実物、写真を示すことも有効である。
肢体不自由	頸の座り・這う・座る・立つ・歩く・走る・跳ぶなどの体全体の動きや、握る・持つ・手を伸ばす・ものを操作するなどの手の動き、食べる・飲むなどの摂食動作、声を出す・発語・話をするなどの動作がぎこちなかったり、困難であったりする。	子どもの状態、その障がいの原因等は多種多様であるため、専門機関、主治医と連携し障がいの理解が必要である。生活上の諸注意は保護者と十分連携をとり身辺処理等をどの程度できるか、どの程度介助が必要か相談し、できるだけ自分でできるように配慮する。日常保育の中では、介助が必要ではあるができるだけ保育施設での活動や行事には参加して友だちと一緒に楽しめるような配慮が望まれる。 自助具、補装具を用いることで人からの介助を減らし、自発的な行動も可能になるので、その使用方法等を学び、子どもが生活しやすく遊びが楽しめるようにする。

障がい等の状態	主な特徴	主な留意点
視覚障がい	視力・視野・色覚などの視機能に障がいがあるために、見えにくい、まったく見えない。	周囲の状況や様子を的確に把握することが困難であるため、専門療育機関からの助言指導を受けながら、保育施設内の保育体制の整備をする。火災、地震等の非常の際の対応について検討する。 日常保育の中で、「あそこ、ここ、あれ」等の指示代名詞は避け、「机の上」「A子ちゃん」等のように対象を具体的に伝えと同時に話すときは肩に手を添えるなどの工夫をする。 また、周囲の変化に不安が起きないように、物の置き方・場所等を一定にしたり、変化があった時は前もってきちんと教えておく等の配慮も大切である。
聴覚障がい	聞こえが不十分か、まったく聞こえない。聞こえの程度によって軽度難聴、中度難聴、高度難聴に分けられる。	言葉の発達の遅れがみられ、発音も不明瞭で、相手の話がよく聞き取れないために誤解をしたり、ぶつかりあいになったりすることもあるので、子どもの障がい・行動特徴をよく理解する。 保育施設内の設備を点検し、言葉だけでなく、目で見て理解できるような工夫や配慮をする。火災や地震などの緊急時の対策を立て、安全確保について十分職員間で検討する。 補聴器を使用している子どもについては正しく使われているか気をつけ専門家の助言を受けるなど、保護者とも連携を密にして保育施設と家庭が同じように対応ができるように配慮し、保育施設での生活が安心して楽しめるようにする。
音声・言語・そしゃく機能障がい	麻痺や筋力低下などの運動機能障がいがあり、音声言語やそしゃくに不自由さがみられる。	言葉を使つてのコミュニケーションを図ろうとする意欲を伸ばすことは重要であるが、そのためには、コミュニケーションが安心してできるよう常に受容的、共感的態度をとり、保育士等との関わりの中で認め励まし自信をもたせていく必要がある。話の途中で言い直させたりしないで、ゆとりをもって丁寧に最後まで聞く保育士等の姿勢が大切である。
内部疾患	心臓疾患など内部疾患があり、長期にわたって生活制限を必要とする。	保育の中での身体活動や日常生活においてどの程度の制限や配慮が必要かは病状によって一人一人異なるので、個別的な理解をもって関わるようにする。医師や専門家と連携を取り、指導や助言を受けられるようにしておき、緊急時の対応についても万全を期す。
難病等	発病の機構が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかること	

障がい等の状態	主な特徴	主な留意点
	により、長期の療養を必要とするもの。(障害者総合支援法の対象疾病に限る)	
医療的ケア	主治医の指示に基づく日常生活を営むための医療行為(喀痰吸引、導尿、経管栄養、在宅酸素など)を保育中に必要とするもの。(治療を目的とするものではない)	保護者や主治医、その他医療関係者、関係機関等と連携しながら、医療的ケアに関する個別マニュアル等の作成、緊急時の対応、周りの子どもの安全確保及び下記に留意して対応することが必要である。 ・医師の指示の下、看護師が安全に医療的ケアを実施する。 実際の医療的ケアの手順や留意点は子どもによって様々であるため、事前に主治医に具体的な内容や留意点、準備すべきこと等について個別に確認する。 ・登園前の健康状態に関し、保護者へ聞き取り、当日の健康状態を確認したうえでケアにあたる。 ・事故の初期対応を含む危機管理に関する事項、事故発生時の報告や再発防止に関する報告の仕組みを検討し、あらかじめ用意しておくべきである。

(2) 延長保育の場合の留意点

通常保育と切り離されたものでなく、子どもにとって、登所してから帰るまでの事業所の生活は継続性を持ったものでなければならない。また、事業所で長時間にわたって過ごす子どもについては、特に心身の健やかな発達を保障できるよう、様々な配慮が必要である。

<保育方法と内容>

- ・家庭的でゆったりとくつろげる環境を作る。ほとんどが通常保育の保育室を兼用しているが、家具照明等居室条件の工夫をする。
- ・小集団による異年齢児の交流、保育士等との個別的なかわりを大切にする。
- ・時間帯によっては、間食又は夕食等を提供し、一日の疲れや保護者を待つ気持ちを受け止め、心身の安定を図る。
- ・保護者との対応においては、延長保育担当者との連携を密にして、個人面談や連絡ノートを活用し子どもの思いや一日の全体像について理解を共有することが重要である。
- ・正規職員とパート職員で組んで担当しているところが多いが、それぞれの事業所で、子どもの年齢や人数などの条件によってローテーションの工夫が必要である。通常保育の担当者からの引き継ぎも連絡を適切に行わなければならない。

(3) 一時保育の場合の留意点

一般的に低年齢児が多く、かつ、多様な家庭背景により利用してくるので、その集団構成は定期的、継続的な通常保育の子どもの集団構成とは異なっていることから、一人一人の子どもに対して配慮が必要になってくる。

<保育方法と内容>

- ・運動機能の発達を例にあげても、寝返り・お座り・這い這い・つかまり立ち・未熟な歩行と発達差が大きい。また、在園児と異なり、子どもの心身の状態を十分に把握できにくい状況での保育であり、まず、保健安全に十分留意し、家庭的な雰囲気の中で子どもが安心して過ごせるような環境づくりが必要である。
- ・不安定で泣き続ける子どもも、保育室の金魚などや鉢植えの植物を目にすることで気分転換を図ることもできる。子どもが思わず遊びたくなるような環境づくりを心がけることが大切である。
- ・一時保育の非定型保育の場合は、登録時に通常保育の子どもに準じて健康診断を実施、生活調査などへの記入や面接によって対象児を把握する。一時保育の緊急保育の場合は、簡略な健康調査票を作成しておき、記入してもらう。特に、食事、排泄、睡眠に関する情報は保育をする上で重要であり、調査票や連絡帳などを参考にして、健康状況を把握する必要がある。
- ・ときには、同年齢児のふれ合いや集団に入ることもあるので、全職員の連携、協力体制を十分に話し合っておく必要がある。

(4) 夜間保育の場合の留意点

長時間保育、しかも夜間に及ぶところから生活面への対応や、個別的な援助がより一層求められるところである。小集団、異年齢による保育を生かし、子ども同士のふれあいや保育士等との個別的なかかわりを大切にし、子どもが負担なく落ち着いて過ごせるように心がける。

<保育の方法と内容>

- ・家庭にできるだけ近い状況を家具、小物で工夫し家庭的な雰囲気を作り出すことが大切である。
- ・異年齢の子どもと一緒に生活することが多いので、運動発達にも差があり、安全への配慮が必要である。
- ・個別的な関わりを大切にし、保育士等との情緒的な絆を大切にする。
- ・子どもの生活リズムに注意しながら、保育士等の適切な援助のもとで様々な体験ができるように配慮する。
- ・疲労を防止するとともに、病気にかからないように配慮し、また、深夜の発病や事故への対応策を考えておく。
- ・保護者の就労形態により、子どもの生活リズムは不安定になりがちである。十分な睡眠時間をとれるよう個別の対応が必要である。

(5) 休日保育の場合の留意点

子どもにとって楽しい一日となるよう保育内容を工夫し、豊かで安定した時間を過ごせるよう配慮しなければならない。そのためには、保護者と密に連絡を取り合い、きめ細かな対応を行うことが必要である。

<保育の方法と内容>

- ・子どもの情緒の安定を図り、家庭的な雰囲気を作り出す保育内容を考える。

- ・異年齢の子ども同士が一緒に生活することもあるので、運動発達にも差があり、安全面の配慮が必要である。
- ・子どもの健康面については、特に留意する。休日であることから、けが、病気などの緊急の場合の対応について考えておく必要がある。特に、保護者との連絡方法については確認をしておく。
- ・子どもによっては、翌日も保育を受けることがあるので、休息と活動のバランスを考えて保育を行う。また子どもの状況について連絡を密にし、通常保育へとつながるようにする。

6 保育実習及び見学受け入れ時の留意事項

(1) 指定保育士養成施設からの実習受け入れ

保育士養成のための保育実習は、習得した教科全体の知識・技能を総合的に実践し応用能力を養うため、子どもに対する理解を通じて、保育の理論と実践の関係について習熟させることを目的として行われる。将来の良き保育士を育てるためにも積極的に受け入れることが望ましい。

実習生を受け入れるにあたっては、受け入れの意義や方針を全職員で理解し、環境を整えておく必要がある。

① 実習前

- ア 事業所の沿革の概略を説明。
- イ 保育方針、保育目標、生活の流れについて説明。
- ウ 保育室等の配置施設設備、備品等についての概略説明。
- エ 職員構成、配属クラスの子どもの特性、児童名簿、指導計画についての説明。
- オ 観察、参加、指導実習等実習内容について事前説明を実習生よりしてもらう。
- カ 事前に学習しておくべき事柄や、準備すべきものの説明。
- キ 出勤時間等実習で守るべき諸規定の説明。（欠席・遅刻・早退）

② 実習当日

- ア 履歴書、健康診断書（実習年度の胸部X線検査を含む）、1か月以内の腸内細菌検査（赤痢菌・サルモネラ菌・腸管出血性大腸菌）結果書類の確認。
- イ 職員、子どもへの紹介。
- ウ 施設設備、備品等の使用方法の説明。
- エ 配属クラス担当者との懇談時間帯の説明。
（いつ、どんな時に質問や話しかけをしてよいか）

③ 実習期間中

- ア 実習記録の指導。
- イ 子どもの事故や問題についての処理方法の指導。
- ウ 保育理念、保育技術の実践指導。
- エ 実習内容（観察・参加・指導）に即した学習のありかたとその指導。
- オ 実習態度の指導。

④ 実習終了時

- ア 実習のまとめとしての反省会で総体的指導。
- イ 提出書類（実習記録・評価表等）の確認と処理についての説明。
- ウ 評価表の記入について職員間で話し合い、速やかに養成施設に送付する。

(2) 小中高生の見学及び体験学習の受け入れ

学校と事前に打合せを行い、訪問の目的を把握する。全職員に訪問日時や人数、訪問の目的などを知らせ、日常の保育の中で訪問の目的に沿った活動の場面について検討しておく。訪問に際しては、小さな子どもへの関わり方を具体的に知らせたり、細やかに援助指導したりして、事業所を利用している子どもの安全を第一に考える。また、人数や時間帯など考慮し事業所の子どもの負担にならないようにすることが肝要である。

① 手続き

学校長より依頼文をもらう。

② その他

ア 服装・衛生面を考慮する。

イ 教師の引率にて実施する。

ウ 人数や時間については保育に支障のない範囲内で行う。

エ その他保育士養成施設の実習受け入れに準じる。

③ 留意点

ア 事前に学校長と十分に打ち合わせのうえ、下記(ア)から(ウ)について確認する。

(ア) 学校の健康診断を受診し、感染の恐れのある疾病が認められた児童生徒は参加させないこと。

(イ) 学校において直前の健康観察による健康チェックを徹底し、特に発熱・咳・腹痛・下痢嘔吐等の症状がある児童生徒は参加させないこと。

(ウ) 手洗いの徹底をすること。（特に用便後、交流直前）

イ 乳児保育を実習・体験する、または食事に係わる場合は、上記アの項目に加えて、1か月以内の腸内細菌検査（赤痢菌・サルモネラ菌・腸管出血性大腸菌）の結果を提出してもらう。

IV 職員の資質向上

保育所（事業所）は、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めなければならない。

1 職員の資質向上に関する基本的事項

(1) 保育所(事業所)職員に求められる専門性

子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所（事業所）職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となる。

各職員は、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所（事業所）内外の研修等を通じて、保育士・看護師・調理員・栄養士等、それぞれの職務内容に応じた専門性を高めるため、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(2) 保育の質の向上に向けた組織的な取組

保育所（事業所）においては、保育の内容等に関する自己評価等を通じて把握した、保育の質の向上に向けた課題に組織的に対応するため、保育内容の改善や保育士等の役割分担の見直し等に取り組むとともに、それぞれの職位や職務内容等に応じて、各職員が必要な知識及び技能を身につけられるよう努めなければならない。

2 管理責任者(施設長)の責務

(1) 管理責任者(施設長)の責務と専門性の向上

管理責任者(施設長)は、保育所（事業所）の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所（事業所）を取り巻く社会情勢等を踏まえ、管理責任者(施設長)としての専門性等の向上に努め、当該保育所（事業所）における保育の質及び職員の専門性向上のために必要な環境の確保に努めなければならない。

(2) 職員の研修機会の確保等

管理責任者(施設長)は、保育所（事業所）の全体的な計画や、各職員の研修の必要性等を踏まえて、体系的・計画的な研修機会を確保するとともに、職員の勤務体制の工夫等により、職員が計画的に研修等に参加し、その専門性の向上が図られるよう努めなければならない。

3 職員の研修等

(1) 職場における研修

職員が日々の保育実践を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上を図るとともに、保育の課題等への共通理解や協働性を高め、保育所（事業所）全体としての保育の質の向上を図っていくためには、日常的に職員同士が主体的に学びあう姿勢と環境が重要であり、職場内での研修の充実が図られなければならない。

(2) 外部研修の活用

各保育所（事業所）における保育の課題への的確な対応や、保育士等の専門性の向上を図るためには、職場内での研修に加え、関係機関等による研修の活用が有効であることから、必要に応じて、こうした外部研修への参加機会が確保されるよう努めなければならない。

4 研修の実施体制等

(1) 体系的な研修計画の作成

保育所（事業所）においては、当該保育所（事業所）における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならない。

(2) 組織内での研修成果の活用

外部研修に参加する職員は、自らの専門性の向上を図るとともに、保育所（事業所）における保育の課題を理解し、その解決を実践できる力を身に付けることが重要である。また、研修で得た知識及び技能を他の職員と共有することにより、保育所（事業所）全体としての保育実践の質及び専門性の向上につなげていくことが求められる。

(3) 研修の実施に関する留意事項

管理責任者（施設長）等は保育所（事業所）全体としての保育実践の質及び専門性の向上のために、研修の受講は特定の職員に偏ることなく行われるよう、配慮する必要がある。また、研修を修了した職員については、その職務内容等において、当該研修の成果等が適切に勘案されることが望ましい。

【参考】

- ・「保育内容等の自己評価」のためのチェックリスト〔園長（所長）篇〕
(全国社会福祉協議会/編)
- ・「保育内容等の自己評価」のための新チェックリスト〔保育士篇〕（日本保育協会/編）

5 不適切保育の防止及び発生時の対応

福岡市においては、これまでの同和保育（「福岡市同和保育基本方針」昭和 56 年 4 月）から学び培ってきた保育内容を継承・発展させ、あらゆる人権問題に視点をあてた、すべての子どもを対象とした保育のあり方として、「福岡市人権保育指針」を平成 24 年に策定し、「人権を大切にする心を育てる保育」を進めている。

また、「福岡市人権教育・啓発基本計画」、「福岡市子ども総合計画」を策定し、子どもの権利擁護のための取り組みを続けている。

「保育所保育指針」には、保育所の役割として、「保育所は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない」と、保育所保育の基本原則が示されており、また、保育所の社会的責任として、「保育所は子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない」と明記され、子どもが権利の主体であるという認識を持って保育にあたらなければならないことが示されている。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第9条の2（虐待等の禁止）においては、「児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」との不適切保育や虐待を禁止する旨の規定が置かれている。

しかしながら近年、保育所内における不適切な保育やそれに類似する事案が相次いで報告されている。

保育所等においては、保育の専門職として、「子どもを尊重する」ことや「子どもの権利擁護」について改めて意識を高め、保育の質の向上を目指していくことが求められる。

については、保育所内での不適切保育等を防止するための方策や発生した時の対応について 厚生労働省 令和 2 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「不適切保育に関する対応についての調査研究（周知）」（令和 3 年 4 月 13 日事務連絡）において、手引き等が示され、令和 5 年 5 月 12 日には、こども家庭庁より「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」が発出され「不適切な保育」の考え方の明確化を行うとともに、保育所等における虐待等の防止及び発生時に対応に関して、保育所等や各都道府県・市町村にそれぞれ求められる事項等について、ガイドラインとして改めて整理し「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」が示されたので、一部抜粋して以下に掲載する。

保育所等においては、対応の参考とし、未然防止に努めていただきたい。

「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」

(令和5年5月 こども家庭庁) より一部抜粋

(1) 虐待等と不適切保育の考え方について

<虐待等について>

○保育所等における虐待とは、保育所等の職員が行う次のいずれかに該当する行為である。また、下記に示す行為のほか保育所等に通うこどもの心身に有害な影響を与える行為である「その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為」を含め、虐待等と定義される。

- ① 身体的虐待：保育所等に通うこどもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 性的虐待：保育所等に通うこどもにわいせつな行為をすること又は保育所等に通うこどもをしてわいせつな行為をさせること。
- ③ ネグレクト：保育所等に通うこどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他のこどもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。
- ④ 心理的虐待：保育所等に通うこどもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通うこどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

○また、明らかに虐待等と判断できるものばかりでなく、個別の行為等について考えたとき、虐待等であるかどうかの判断しづらい場合もある。そうした場合には、保育所等に通うこどもの状況、保育所等の職員の状況等から総合的に判断すべきだが、その際にも、当該こどもの立場に立って判断すべきことに特に留意する必要がある。

<不適切な保育について>

○手引きにおいては、不適切な保育は、「保育所での保育士等による子どもへの関わりについて、保育所保育指針に示す子どもの人権・人格の尊重の観点に照らし、改善を要すると判断される行為」とあり、全国保育士会の「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト～「子どもを尊重する保育」のために～」(以下「保育士会チェックリスト」)を参考に、当該チェックリストに記載される、人権擁護の観点から「『良くない』と考えられるかかわり」の5つのカテゴリー((1) 子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり、(2) 物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ、(3) 罰を与える・乱暴なかかわり、(4) 一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり、(5) 差別的なかかわり)を不適切な保育の具体的な行為類型として示している。

一方、保育士会チェックリストは、保育の振り返りを行うためのツールとして用いられることを主眼としている。具体的には、保育士・保育教諭が各項目についてチェックを行い、「『良くない』と考えられるかかわり」を「している(したことがある)」にチェックした場合、「していない」とチェックした場合どちらも、本チェックリストに掲載されている「より良いかかわり」へのポイント等を用いて、自らの保育をとらえなおし、保育の専門職としてさらなる保育の質の向上を目指

すといった趣旨のものである。

このため、保育士会チェックリストの「『良くない』と考えられるかかわり」の5つのカテゴリーの具体的なかかわりの中には、不適切な保育とまではいえないものも含まれており、当該カテゴリーと不適切な保育とを同じものとして解することは必ずしも適当ではない。

○こうしたことから、本ガイドラインでは、手引きの不適切な保育の位置づけを見直すこととし、不適切な保育は、保育士会チェックリストの「『良くない』と考えられるかかわり」の5つのカテゴリーと同じものとは解さず、「虐待等と疑われる事案」と捉えなおすこととする。

○このため、不適切な保育の中には虐待等が含まれ得るものであり、不適切な保育自体が未然防止や改善を要するものであるとして、必要な対応を講じていく必要がある。

また、こどもの人権擁護の観点から「望ましい」と考えられるかかわりができているかどうかといった、より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等の取組は、不適切な保育や虐待等そのものへの対応とは峻別して、各保育所や自治体において取り組まれるべきものである。

○ただし、例えば、本人はこどもへの親しみを表しているつもりで、振り返りの中で改善が図られていくべきものであっても、周囲の職員は見過ごしてしまったり少し気になりつつも指摘せずに済ませてしまったりする中で、それが繰り返されるうちに問題が深刻化し、不適切な保育や虐待等につながることを考えられることから、日々の保育実践の振り返り等の取組と、不適切な保育や虐待等への対応は密接に関連することにも留意が必要である。

重要なのは、日々の保育実践において、より良い保育に向けた振り返りが実施され、改善につながる一連の「流れ」ができていることである。そうした不断の取組が、虐待等と疑われる事案（不適切な保育）があった際にも、行政も含めた施設内外に風通しよく共有され、適切な対応につながると考えられる。

厚生労働省 令和2年度子ども・子育て支援推進事業調査研究事業

「不適切保育に関する対応について」事業報告書（別添）

不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き

（令和3年3月 株式会社キャンサーズキャン）より 一部抜粋

（2）不適切な保育が生じる背景

＜保育士の認識と職場環境＞

不適切な保育が生じる背景としては、「保育士一人一人の認識」の問題（子どもの人権や人格尊重の観点に照らして、どのような子どもへの関わり方が適切なのか十分に理解していない）と、「職場環境」の問題（施設における職員体制が十分でないなど、適切でない保育を誘発する状況が生じている）があると考えられる。

① 認識の問題

保育士一人一人の子どもの人権や人格尊重に関する理解が十分でないなどにより、本人は問題ないと捉えている行動が、不適切な保育に該当することがある。

また、保育士本人は子どものために良かれと思った行為であるために、その行為が子どもの権利を侵害するという重大さに気づいていない等の状況も考えられる。

保育士は、経験や自身の常識を過信することなく、子どもとの関わりが適切なものであるか振り返り、子どもの最善の利益が尊重されているか意識する必要がある。

その上で、保育士同士による振り返りの場や、話し合いの場を定期的に持つ意識が求められるところである。施設長もまた、自施設における子どもへの関わりが適切であるか振り返り、子どもの最善の利益が重視されているか意識する必要がある。

② 職場環境の問題

保育士による不適切な子どもへの関わりが生じる背景として、その行為を誘発する状況や、そうした行為が改善されにくい状況等、職場環境の問題も大きいと考えられる。

◆職場環境の問題と、それによって生じ得る不適切な保育等の弊害の例

保育士が余裕をもって保育にのぞめない

- 時間的な切迫や気持ちの焦りなどから、「本来であればそうあるべきではない」と感じている子どもとの関わりを行ってしまう。(例えば大きな声を出してしまふなど)
- 同僚も、自分が担当する子どもを保育することにかかりきりになり、他の保育士が行う保育の不適切さを指摘する等のフォローができない。

日々の保育を職場全体として振り返る体制が整っていない

- 適切でないと考えられる関わりを保育士が行った際に、他の保育士が個別に指摘することは難しく、早い段階での改善の機会が失われ、不適切な関わりが繰り返されるおそれがある。

保育士が一人で保育を任されている状況が多いなど物理的な環境の問題がある

- 不適切な保育が生じやすく、また、そうした行為が行われても他の保育士に発見されにくいため、行為を行った保育士本人も改善の機会をのがしてしまう。

こうした職場環境の問題は、保育士個人による改善は難しく、施設長や法人の管理責任者による組織全体としての対策が必要となる。不適切な保育が生じない職場環境を整備することは、施設長及び法人の管理責任者の責務である。

(3)不適切な保育の未然防止に向けて

① 不適切な保育に関する認識の共有(保育所内での意識の徹底)

不適切な保育を未然に防止するために最も重要な取り組みの一つは、保育士一人一人が、子どもの人権や人格尊重に関する理解を十分に深めた上で、子どもの人権・人格を尊重する

保育や、それに抵触する接し方等について認識し、職員間で共有することである。そうした認識を持つことは、保育所保育指針に則った保育の実施という意味において、保育士一人一人の責務であると同時に、その徹底は施設長及びリーダー層の役割である。

施設長及びリーダー層は、保育所内での研修を実施するなど職員間の認識を共有するための学びの機会を設ける必要がある。また、日々の保育について、定期的に振り返りを行い、「子どもに対する接し方が適切であったか。より望ましい対応はあったのか」等、保育士同士で率直に話すことができる場を設けること等も、全職員が適切な保育を行うための認識を共有する上で、非常に重要な取り組みである。

参照

保育所における自己評価ガイドライン（2020 改訂版 厚生労働省）

保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト
（全国保育士会）

② 不適切な保育を生じさせない職場環境等の整備（保育所の取り組み）

保育士が余裕をもって保育に望める職場環境の整備や職員体制の整備、不適切な保育が生じやすい物理的な環境の是正等、適切な保育を実施できる環境・体制の整備は、施設長及び法人の管理責任者の重要な責務である。

保育士が余裕をもって保育に望めない職場環境（保育士が余裕をもって保育に取り組める職員体制が整備されていない、保育所内で保育士から相談を受け付ける仕組みがない等）では、不適切な保育が行われるおそれにより大きくなる。

また、日々の保育を職場全体として振り返る体制が整っていれば、保育士同士で、保育についての意見を交換し、不適切な関わりのは正を図ることに繋がるが、そうした環境がなければ早い段階での改善の機会が失われ、不適切な関わりが繰り返されるおそれがある。保育士が一人きりで保育を任される状況が多いなど、不適切な保育が生じやすい物理的な環境の問題も考えられる。

不適切な保育の未然防止に向けて、保育所としての取り組みが期待される内容

- 保育士が丁寧に子どもに向き合える職員体制の整備
- 保育士の事務負担の軽減等による勤務状況の改善
- 保育士が保育に関する悩みを相談できる仕組み等の整備

（4）発生時の対応

① 不適切な保育が疑われる事案の把握

保育所において行われる保育に、保護者や保育士が何らかの違和感を感じた際には、まずは施設長やリーダー層の職員へ、その旨が知らされることが望ましい。不適切な保育が実際に行われていた場合はもちろんのこと、保育に対する認識の違いや誤解が保護者と保育士の間にあるなどの場合にも、当事者同士が話し合うことで是正・解消できることも多

いと思われる。

一方で、子どもを預けているという立場の保護者は、保育所において行われる保育に対して何らかの違和感を感じたとしても、保育士に対して直接指摘をしにくいことも想定される。そうした場合に気軽に相談できる担当者を保育所内で設けておくことは、不適切な保育の早期発見・改善の機会となるとともに、保護者の安心にもつながると考えられる。

また、もし、認識の違いや誤解が原因であったとしても、どのような行為が問題だとみられる可能性があるかについて、保育所が認識できる機会となると考えられる。

② 行政への迅速な情報提供・相談

保育所において、不適切な保育が疑われる事案を把握した場合、保育所は「保育所等における不適切保育発生時の対応の手引」に基づいて、当該事案に関する情報提供を行った者や、不適切な保育が疑われる行為を行った保育士から、事案に関する事実関係や背景等を丁寧に聞き取り、状況を正確に把握することが重要である。その上で、市役所担当部署に対して情報提供を行い、今後の対応について協議することが必要である。

事実確認に置いて明らかにすべき点

- 不適切な保育が疑われる行為の有無（それが生じた具体的状況）
- 不適切な保育が疑われる行為に至った背景（保育士の意識、子どもの個別事情、など）
- 不適切な保育が疑われる行為が繰り返し行われていたのか（再発可能性）

※ 事実関係を確認するにあたっては、その行為を行った保育士個人への糾弾につながらないような配慮も必要となる。不適切な関わりが、職場環境等によるものである場合もあり得ることを意識し、仮に保育士の認識の問題から生じた行為であった場合においても、保育士個人に全責任を求めることなく、今後組織として改善に向けた取り組みを行っていくことを念頭に置いた事実関係等の確認を行うことが望まれる。

【相談先】

福岡市 こども未来局 指導監査課 092-711-4262
不適切な保育等の相談窓口 shidoukansa_soudan@city.fukuoka.lg.jp

【参考】

- ・リーフレット「よりよい保育のための事例集・チェックリスト」
(福岡市こども未来局子育て支援部指導監査課)
- ・「保育所等における不適切保育発生時の対応の手引」
(福岡市こども未来局子育て支援部指導監査課)